

(令和4年度第2次補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 丹波篠山市 (都道府県: 兵庫県)
本事業の担当部局名 企画総務部創造都市課

Table with 4 columns: 事業メニュー, 区, 関連事業メニュー, 個別事業名, 実施期間, 対象経費支出予定額, 自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け

Table with 1 column: 個別事業の内容, containing sections 1. 概要 (補助対象要件, 補助上限額, 対象費目), 2. 申請見込 (新規世帯見込, 積算根拠, 継続補助見込), 3. 広報の実施予定

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4	KPI項目	単位	目標値	現状値
		市の結婚支援事業をきっかけとする婚姻件数	件	1 (R5)
参考指標 ※(注)5	項目	単位	直近の実績	
	合計特殊出生率		1.42 (R2)	
	婚姻件数	件	525 (R2)	
	婚姻率		12.8 (R2)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目	単位	目標値	現状値
	支給世帯実績／支給見込世帯数の割合	%	50	-
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	40	-
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	60	-
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	兵庫県の公共施設等でのチラシ・申請書配布を行うとともに、HPでの広報を県と協調して行う。 また結婚相談室で行うイベントにおいて、あいサポの出張受付ブースの確保など結婚を希望する男女の会員数確保に向けて強調した取り組みを展開する。			
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	若年層の定着のため、各種住宅・子育て施策を紹介する冊子の本施策の内容を盛り込んだうえ、印刷・配布(5,000部)を行い、結婚相談室ほか各支所や移住定住施策の協力店舗(飲食・宿泊施設など)に配架を協力いただくことで、幅広く対象世帯に情報を提供する。			

(注)

1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。

2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、②③は記載不要。

①これまでの自治体における少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情・課題と、それらを踏まえた、自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け

②本個別事業が継続事業である場合はこれまでの事業実施状況及びその中で見つかった課題(新規事業である場合は不要)

③本個別事業が新規事業である場合は地域における実情と課題への対応、継続事業である場合は本個別事業における現状と課題への対応

3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。

※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和5年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。

5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。

6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。

※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。

7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。

8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。